

# 茨城県報 号外(3)

昭和51年10月25日

月曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目次

### 告 示

●道路の区域変更 (2件) (道路維持課) .....	ページ 1
●道路の供用開始 ( " ) .....	2
(選挙管理委員会)	
●茨城県選挙管理委員会第11回定例委員会の招集 .....	3

## 告 示

### 茨城県告示第1195号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和51年10月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和51年10月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大津港停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北茨城市大津町北町字深田 231番の7から	旧	メートル 最大 8.00	メートル 232.00	
北茨城市大津町北町字深田 520番の1まで		最小 5.00		
北茨城市大津町北町字深田 453番から		最大 33.50	234.00	
北茨城市大津町北町字深田 520番の1まで		最小 16.00		
北茨城市大津町北町字深田 453番から	新	最大 33.50	234.00	
北茨城市大津町北町字深田 520番の1まで		最小 16.00		

茨城県告示第1196号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和51年10月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年10月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中河内青柳曲尺手線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市青柳町字八反田 4165番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 15.80	2,548.30 <small>メートル</small>	
		最小 3.50		
勝田市大字枝川字鳴戸内 1271番の1地先まで	新	最大 23.00	2,613.20	
		最小 5.50		

茨城県告示第1197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和51年10月25日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和51年10月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 大津港停車場線
- 2 供用開始の区間  
北茨城市大津町大字北町字深田453番から  
北茨城市大津町大字北町字深田520番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和51年10月25日

(選 挙 管 理 委 員 会)

茨城県選挙管理委員会告示第37号

茨城県選挙管理委員会第11回定例委員会を次のとおり招集する。

昭和51年10月25日

茨城県選挙管理委員会

委員長 中 島 鏡 太 郎

- 1 招 集 日 時 昭和51年11月5日 午後1時
  - 2 招 集 場 所 水戸市三の丸1-5-38  
茨城県議会議事堂内第1会議室
  - 3 議 題
    - (1) 衆議院議員総選挙に係る案件について
    - (2) そ の 他
-

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和51年4月1日から送料とも1ヵ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所